定　　款

一般社団法人　専門職高等教育質保証機構

一般社団法人専門職高等教育質保証機構定款

第1章 総 則

（名 称）
第1条 この法人は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構という。
（主たる事務所）
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区六本木6丁目5番17号に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）
第3条 この法人は、専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
２ 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に資する。
３ 評価の成果を広く社会に情報開示し、ビューティビジネスの発展と国際化に貢献する。
（事業の種類）
第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、専門職大学院評価部門及び専修学校職業実践専門課程評価部門を置き、専門職高等教育に関する次の事業を行う。
一 教育研究及び実践に関する第三者評価
二 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
三 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
四 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員

（法人の構成員）
第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。
（社員の資格の取得）
第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。
（経費の負担）
第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
（任意退社）
第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。
（除名）
第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を

除名することができる。

一　この定款その他の規則に違反したとき

二　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

三　その他除名すべき正当な事由があるとき

（社員の資格喪失）

第１０条　前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一　第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき

二　総社員が同意したとき

三　当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章　社員総会

（構成）

第１１条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は、次の事項について議決する。

一　社員の除名

二　理事の選任又は解任

三　理事の報酬等の額

四　計算書類等の承認

五　定款の変更

六　解散及び残余財産の処分

七　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１３条　社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第１５条　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１６条　社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第１７条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第１８条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一　社員の除名

二　定款の変更
三　解散
四　その他法令で定められた事項

（議事録）

第19条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役員

（役員の設置）

第20条　この法人に、次の役員を置く。

一　理事1名以上10名以内
二　監事2名以内

２　理事のうち1名を代表理事とする。

３　代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第21条　理事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条　理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務）

第23条　監事は、本法人の理事の職務遂行の状況を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

（役員の任期）

第24条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章　資産及び会計

（事業年度）

第26条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業報告及び決算）

第27条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を

作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一　事業報告

二　貸借対照表

三　損益計算書（正味財産増減計算書）

２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第28条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第29条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章　公告の方法

第30条　この法人の公告は、電子公告より行う。事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。